令和5年 第4回 鏡野町農業委員会議事録

招集年月日	令和5年4	月10	日 (月)				
招集場所	鏡野町役場	3階	特別会	会議室			
開議	午前11時	00分	~午前	11時359	子		
応招委員	1番	小椋	清美		7番	田渕	智之
					8番	北山	政士
	3番	難波	基訓		9番	近藤	克己
	4番	栁井	正信		10番	川口	肇司
	5番	正影	博一		11番	竹下	桂輔
	6番	河中	司				
不応招委員							
出席委員数	10名						
欠席委員数	0名						
本会議に職務の	事務局長	角田	貴之	(産業観光説	果 特命参事)		
ため出席した者	課長補佐	片田	篤志	(産業観光調	果 課長補佐)		
の職、氏名	主任	山崎	裕司	(産業観光調	果 主任)		

議事日程	審議事項				
日程第1	議事録署名委員の指名について				
日程第2	会期の決定				
日程第3	報告第 6号 農地法第18条第6項の規定による解約について				
日程第4	議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について				
日程第5	議案第16号 非農地証明願について				
日程第6	議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について				
日程第7	議案第18号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積				
	計画の決定について				
日程第8	議案第19号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積				
	計画の決定について【農地中間管理事業】				
日程第9	その他				
委員提出議案の					
提出					
会議録署名委員	11番 竹下 桂輔				
の指名	1番 小椋 清美				

議事の栓道	
発 言 者	発 言 の 要 旨
会長 川口	ただいまの出席委員は、10名のうち10名です。
	定足数に達しておりますので、これより令和5年第4回鏡野町農業委員
	会を開催します。
	本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。
	日程第1 議事録署名委員の指名を行います。
	議事録署名委員に、11番 竹下 桂輔 委員、1番 小椋 清美 委
	員を指名します。
	日程第2 会期決定の件を議題とします。
	おはかりします、本会の会期は、本日1日間にしたいと思います、これ
	にご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	異議なしと認めます、よって会期は、本日の1日間に決定しました。
	日程第3 報告第6号 農地法第18条第6項の規定による解約につい
	て、この報告の34番から36までの番の案件について、事務局より提案
	理由の説明を求めます、事務局長。
事務局長 角田	令和5年第4回4月農業委員会議案2ページをお開きください。
	報告第6号、農地法18条第6項の規定による解約について。
	番号34、土地の所在地は、●●、田、他2筆、2.312㎡、
	貸付人は、●●、借受人は、●●、合意解約によるものです。
	番号35、土地の所在地は、●●、田、808㎡。
	貸付人は、●●、借受人は、●●、合意解約によるものです。
	番号36、土地の所在地は、●●、田、435㎡。
	貸付人は、●●、借受人は、●●、合意解約によるものです。
	以上3件です。
会長 川口	つづきまして、日程第4 議案第15号 農地法第3条の規定による許し 可申請について この詳密の12番から17番はでの客供な詳瞭はします。
	可申請について、この議案の13番から17番までの案件を議題とします。 東森昌から担実理中の説明を求めます。東森昌島
	事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。
事務局長 角田	議案3ページをお開きください。
F-997/69 X /7 III	議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について。
	番号13、権利の移動は所有権移転、有償によるもの、●●、田、13
	8㎡、譲渡人は、●●、譲受人は、●●、取得後の耕作面積は、30,7
	○ Ⅲ、版版/八は、●●、版文/八は、●●、松竹俊♡2型 F囲頃は、 0 0 , 1

6 3 m²、通作距離、0.5 k m、大型農機具は、トラクター1台、田植機 1台、コンバイン1台です。

番号14、所有権移転、有償によるもの、●●、畑、310㎡、譲渡人は、●●、譲受人は、●●、取得後の耕作面積は、14,143㎡、通作距離、0.1km、大型農機具は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台です。

番号15、所有権移転、有償によるもの、 $\bullet \bullet$ 、田、他計4筆、4,7 40㎡、譲渡人は、 $\bullet \bullet$ 、譲受人は、 $\bullet \bullet$ 、取得後の耕作面積は、14,3 56㎡、通作距離、1.0 km、大型農機具、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台です。

番号16、所有権移転、有償によるもの、●●、田、他計4筆、3,474㎡、譲渡人は、●●、譲受人は、●●、譲受人の耕作面積は、3,474㎡、通作距離、10.0 km、大型農機具、トラクター1、田植機1、コンバイン1です。

番号17、所有権移転、有償によるもの、●●、田、他計2筆、3,573㎡、譲渡人は、●●、譲受人は、●●、取得後の耕作面積は、6,731㎡、通作距離、0.4 km、大型農機具、田植機1台、コンバイン1台です。

以上5件です。

会長 川口

これをもって提案理由の説明を終わります。

本件について、追加説明を許します。

追加説明なしと認めます。

これより質疑を行います、質疑はありませんか。

(発言なし)

質疑無しと認めます。

おはかりします、本件を承認することにご異議ございませんか。

委員

「はい。」

会長 川口

異議なしと認めます。

よって議案15号 農地法第3条の規定による許可申請についての件は、承認することに決定しました。

日程第5 議案第16号 非農地証明願について、この議案の14番、 15番の案件を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。

事務局長 角田

議案5ページをお開きください。

議案第16号 非農地証明願について、でございます。

番号14、申請人、●●、土地の所在は、●●、台帳地目は田、面積は236㎡、他計2筆、合計961㎡、現況内容は山林原野で、申請理由は、25年前に植林し、耕作しておらず、農地として使用できないため。

番号15、申請人、●●、土地の所在は、●●、台帳地目は田、面積は506㎡、現況内容は宅地で、申請理由は、40年前に工場建設し、耕作しておらず、農地として使用できないため。

以上2件でございます。

去る3月30日、非農地証明事務要領による現地確認を役員にて実施しました。その結果、いずれの議案も要領の対象要件を満たすものとして問題なし、非農地として報告させていただきます。

以上です。

会長 川口

本件について、追加説明を許します。

(発言なし)

追加説明なしと認めます。

おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。

委員

「はい。」

会長 川口

異議なしと認めます。

よって議案第5号 非農地証明願については承認することに決定しました。

日程第6 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について、この案件の9番から15番の案件を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。

事務局長 角田

議案6ページをお開きください。

議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について、でございます。

番号9、賃借人、●●、賃貸人、●●、土地の所在は、●●、田、1,713㎡、他計3筆、5,401㎡、転用計画の用途及び事由は、公的施設用地、●●保育園老朽化及び定員拡充のため、新園舎を建築するもの、施設の概要は、保育園、9,990㎡、資金計画は●●、第一種農地、例外許可規定「公共性が高いと認められる事業で土地収用その他の法律により土地を収用し又は使用することが出来る事業」に分類、令和3年5月19日農振農用地除外されております。●●水利組合の承諾を得られております。

番号10、賃借人 ●●、賃貸人 ●●、土地の所在は、●●、田、628㎡、他計2筆、2,428㎡、転用計画の用途及び事由は、公的施設用地、●●保育園老朽化及び定員拡充のため、新園舎を建築するもの、施設の概要は、保育園、9,990㎡、資金計画は●●、第一種農地、例外許可規定「公共性が高いと認められる事業で土地収用その他の法律により土地を収用し又は使用することが出来る事業」に分類、令和3年5月19日農振農用地除外されております。●●水利組合の承諾を得られております。

番号11、賃借人 ●●、賃貸人 ●●、土地の所在は、●●、田、1,574㎡、転用計画の用途及び事由は、公的施設用地、●●保育園老朽化及び定員拡充のため、新園舎を建築するもの、施設の概要は、保育園、9,990㎡、資金計画は●●、第一種農地、例外許可規定「公共性が高いと認められる事業で土地収用その他の法律により土地を収用し又は使用することが出来る事業」に分類、令和3年5月19日農振農用地除外されております。●●水利組合の承諾を得られております。

番号12、賃借人 ●●、賃貸人 ●●、土地の所在は、●●、田、507㎡、転用計画の用途及び事由は、公的施設用地、●●保育園老朽化及び定員拡充のため、新園舎を建築するもの、施設の概要は、保育園、9,990㎡、資金計画は●●、第一種農地、例外許可規定「公共性が高いと認められる事業で土地収用その他の法律により土地を収用し又は使用することが出来る事業」に分類、令和3年5月19日農振農用地除外されております。●●水利組合の承諾を得られております。

番号13、賃借人 ●●、賃貸人 ●●、土地の所在は、●●、田、542㎡、転用計画の用途及び事由は、住宅用地、現在、アパートに居住しているが、家族が増え手狭となり申請地を購入し、住宅及び露天駐車場を新築するもの、施設の概要は、住宅、109.31㎡、資金計画は●●、第二種農地、●●部落長、●●土地改良区の承諾を得られております。

番号14、賃借人 ●●、賃貸人 ●●、土地の所在は、●●、田、1,300㎡、転用計画の用途及び事由は、住宅用地、近隣環境が住宅地に適しており、特定建築条件付き売買予定地として造成するもの、施設の概要は、住宅用地、1,937㎡、資金計画は●●、第二種農地、●●水利組合、●●土地改良区の承諾を得られております。

番号15、賃借人 ●●、賃貸人 ●●、土地の所在は、●●、田、637㎡、転用計画の用途及び事由は、住宅用地、近隣環境が住宅地に適しており、特定建築条件付き売買予定地として造成するもの、施設の概要は、住宅用地、1,937㎡、資金計画は●●、第二種農地、●●水利組合、

●●土地改良区の承諾を得られております。

以上、7件でございます。

会長 川口

本件は農地部会委員より現地確認をお願いしておりますので、ご報告を お願いします。

農地部会長 8番 北山委員。

北山 委員

農地部会で現地確認をしてまいりました。

7件すべてにおいて、問題なしということで確認したということで、ご 報告します。

本件について、追加説明を許します。

会長 川口

(発言なし)

追加説明なしと認めます。

これより質疑を行います、質疑はありませんか。

(発言なし)

質疑無しと認めます。

おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。

「はい。」

委員

異議なしと認めます。

会長 川口

よって議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請についての件は、承認することに決定しました。

日程第7 議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規 定による農用地利用集積計画の決定について、事務局より提案理由の説明 を求めます、事務局長。

議案8ページをお開きください。

事務局長 角田

議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農 用地利用集積計画の決定について、でございます。

利用権の設定でございます。

新規設定27筆、34,834㎡、再設定55筆、74,828㎡、合計82筆、109,662㎡、以上でございます。

会長 川口

これより質疑を行います、質疑はありませんか。

(発言なし)

質疑無しと認めます。

おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。

「はい。」

委員

異議なしと認めます。

会長 川口

よって議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、承認することに決定しました。

日程第8 議案第19号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農地中間管理事業分について、事務局より提案理由の説明を求めます、事務局長。

議案11ページをお開きください。

事務局長 角田

議案第19号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農 用地利用集積計画の決定について、農地中間管理事業分についてでござい ます。

利用権の設定でございます。

新規設定40筆、43,781㎡、以上でございます。

これより質疑を行います、質疑はありませんか。

会長 川口

(発言なし)

質疑無しと認めます。

おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。

「はい。」

委員

異議なしと認めます。

会長 川口

よって議案第19号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、承認することに決定しました。

日程第9 その他について、その他協議事項はありませんか。

(発言なし)

以上をもちまして、本会に付議された提案はすべて終了しました。 会議を閉会します、これにご異議ございませんか。

「はい。」

委員

異議なしと認めます。

会長 川口

よって本会は本日をもって閉会することに決定しました。 これにて、令和5年第4回鏡野町農業委員会を閉会します。 ありがとうございました。(散会)